

障害者相談支援事業等に関連するお問合せ（Q & A）

令和6年4月
国 税 庁

障害者相談支援事業等に関連して寄せられるご質問について、質疑応答形式で取りまとめたものです。

《目次》

問1. 社会福祉事業に該当するかどうかの確認	1
問2. 誤って「非課税」として申告していた場合の対応	2
問3. 加算税や延滞税の免除	2
問4. 市町村の指導	3
問5. 納付のご相談	3

（社会福祉事業に該当するかどうかの確認）

問1. 市町村から社会福祉関係の事業を受託していますが、社会福祉事業に該当し消費税が非課税となるかどうかは、どのように確認したらよいでしょうか。

（答）社会福祉法に規定する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税が非課税となります。

ご照会の社会福祉関係事業が、消費税法上非課税となるかどうかを正しく判断するためには、まずは、その事業が社会福祉事業等に該当するかどうかについて、社会福祉関係法令を所管する厚生労働省又はこども家庭庁に確認をいただく必要があります。

つきましては、受託元の市町村ともご相談の上、担当省庁にご確認いただくようお願いします。

（ご参考：厚労省ホームページリンク [社会福祉法関係法令の取扱い](#)）

- ・ [障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について](#)

(誤って「非課税」として申告していた場合の対応)

問2. 「障害者相談支援事業」に係る委託料について、消費税を「非課税」と誤認して申告に含めていなかった場合、どのような対応が必要となりますか。

(答) 「障害者相談支援事業」は、社会福祉法に規定する社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となります。

消費税の課税事業者が^(注)、消費税法上「非課税」とならない「障害者相談支援事業」に係る委託料(課税売上げ)を、「非課税」と誤認して申告に含めていなかった場合には、修正申告が必要となります。

修正申告に当たってご不明の点については、所轄の税務署(法人課税(第1)部門)までご相談下さい。

(注) 基準期間(前々事業年度)又は特定期間(前事業者年度開始の日以後6か月の期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者の方等は、消費税の課税事業者となります。

(ご参考：申告納付期限等については次をご覧ください。)

- ・ [申告と納税 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

(加算税や延滞税の免除)

問3. 修正申告等により発生した加算税や延滞税について、免除される場合があると聞きました。具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。

(答) 申告納税制度では、申告をしなければならない方が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合があります。

ただし、その場合であっても、納税者の方から十分な資料の提出があったにもかかわらず、税務職員が税法の取扱いについて誤った指導を行い、納税者の方がその誤った指導を信頼したことにつき責めに帰すべき事由がないなど、正当な理由があると認められる事実がある場合には、加算税や延滞税は課さないこととしています。

この判断に当たっては、個々の事業者の方の状況や事実関係(税務署や厚生労働省への照会の有無等)を確認させていただく必要がありますので、ご疑問の点等がありましたら、所轄の税務署(法人課税(第1)部門)までご相談下さい。

(ご参考：加算税や延滞税の免除等に係る取扱いについては次をご覧ください。)

- ・ [消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて\(事務運営指針\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)
- ・ [人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除について\(法令解釈通達\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

(市町村の指導)

問4. 当社は市町村から「障害者相談支援事業」を受託していますが、市町村から消費税が非課税となると聞いていました。この場合、当社は加算税や延滞税について免除されますか。

(答) 消費税法を解釈適用する行政機関ではない市町村が、自らの判断により、消費税法の取扱いについて納税者に対し誤った指導を行い、納税者の方がその誤った指導を信頼したとしても、「納税者の責めに帰すべき事由」が無いとまでは言えないことから、免除することは困難です。

(納付のご相談)

問5. 消費税を一括で納付することが難しい場合には、どうすればよいでしょうか。

(答) 期限内に一括で納付できない事情がある場合には、税務署又は国税局に申請を行うことにより、原則として1年以内の期間に限り、分割納付が認められる場合があります。
早期に、所轄の税務署の徴収担当部門にご相談下さい。

(ご参考：ご相談に当たっては、次の資料もご確認下さい。)

- ・ [納税の猶予制度FAQ | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/faq/01/01_01.htm)
- ・ [納期限までに納付することが困難な方へ | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/faq/01/01_02.htm)